

第73回 滋賀県景観審議会 議事概要

■実施概要

日時：令和4年（2022年）3月18日（金） 14:00～16:30

場所：滋賀県危機管理センター1階 大会議室

■議事（3件）

- ・滋賀県景観審議会会長および会長代理の選出について
- ・専門部会の設置について
- ・屋外広告物の特例許可に係る議決権限について

■報告（4件）

- ・滋賀県景観行政団体協議会での取組状況について
- ・風景条例の一部改正について
- ・滋賀県景観計画の一部改定について
- ・滋賀県屋外広告物条例の一部改正について

■出席者：

1. 市川委員、岡田委員、笠原委員、園田委員、土本委員、寺井委員、仁木委員、西村委員、萩原委員、山口委員、和田委員（13名中11名出席）
（欠席委員：松井委員、山下委員）
2. 事務局6名
3. 傍聴者0名

■使用資料：

- ・議事次第
- ・資料1 議案書
- ・資料1-1 屋外広告物の特例許可に係る議決権限について
- ・資料2 滋賀県景観行政団体協議会での取組状況について
- ・資料3 眺望景観ビューポイントの一般投票について
- ・資料4-1 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の改正概要
- ・資料4-2 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（改正後）の概要
- ・資料4-3 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（改正後全文）
- ・資料5-1 滋賀県景観計画の改定概要
- ・資料5-2 滋賀県景観計画（改定後）の概要
- ・資料5-3 滋賀県景観計画（改定版）

- ・資料 6-1 滋賀県屋外広告物条例の改正概要
- ・資料 6-2 滋賀県屋外広告物条例（改正後）概要
- ・資料 6-3 滋賀県屋外広告物条例（改正後全文）
- ・参考資料 66 景リスト

■議事概要

【議事事項】 滋賀県景観審議会会長および会長代理の選出について

委員	事務局の考えはありますか。
事務局	考えを説明。
出席委員	会長は岡田委員とします。
委員	会長代理は萩原委員とします。

【議事事項】 専門部会の設置について

事務局	資料 1 により説明。
委員	専門部会を設置することとしてよろしいでしょうか。
出席委員	（異議なし）
委員	専門部会の委員の構成は別紙とします。

【議事事項】 屋外広告物の特例許可に係る議決権限について

事務局	資料 1-1 により説明。
委員	事務局の説明に対して、質問や御意見はありますか。
委員	資料 6 - 3 の 5 ページ目の屋外広告物条例第 12 条に第 1 項、第 2 項がないように思いますが、資料 6 - 3 は改正後の条例の資料だからでしょうか。
事務局	委員の仰るとおりでございます。現行の条例では屋外広告物条例第 12 条第 1 項に許可基準は規則で定めるという条文があり、それを受けて第 12 条第 2 項では前項の基準に適合しない場合には特例許可ができるという規定がございます。 資料 6 - 3 の 3 ページ目ですが、改正後の条例では第 5 条第 3 項において許可基準についての規定をしており、許可基準に係る規定が条項移動をしています。そのため、第 12 条ではそれを受けて第 5 条第 3 項の基準に適合しない場合というような形で規定しなおしています。
委員	その他はいかがでしょうか。
出席委員	（意見等なし）
委員	特に意見等がないようですので、議決を取りたいと思います。特例許可に係る議決権限については事務局の案のとおりでよろしいでしょうか。

出席委員	(異議なし)
委員	特に異議がないようですので、事務局案のとおりとさせていただきます。

【報告事項】 滋賀県景観行政団体協議会での取組状況について

事務局	資料 2、資料 3、参考資料により説明。
委員	眺望景観ビューポイントを募集されていたことを知りませんでした。行政の取組を周知されても、県民一人ひとりにまで届くとは限りませんが、今回の一般投票ではどのような周知を考えていますか。
事務局	一般投票のチラシ裏面にも掲載していますが、県および 13 市に加えて、6 町、びわこビクターズビューローにも御協力いただき、県内、県外の方に周知していきたいと考えています。
委員	行政機関に行かれる機会が少なくなっているため、地域の企業と連携する等、人の動きがあるところで県民の方に周知していく方法を検討された方がよいと考えます。
委員	投票はウェブでもされるということですが、周知もウェブでされますか。
事務局	県HP、県公式SNSでも周知させていただきます。
委員	候補地一覧を見ますと素晴らしい景観ばかりで、50 に絞りこんでしまうのは非常にもったいない気がします。投票数が少なくても今後生きてくるような手法があればよいと思います。 候補地一覧の 042 愛荘町の農道風景のような日常的に親しまれている景観も大事にしていきたいと考えます。一般投票の際には観光地的な景観ばかりが投票され、選定されてしまう気がします。どのように考えていますか。
事務局	仮の数字で 50 選と説明しましたが、必ずしも 50 選というわけではなく、県内外の方々から支持される景が多ければ、景観審議会で御審議いただく際に、選定数についても検討していただき、70 選、80 選とすることも想定しています。 また、資料 3 の下部にも記載していますが、一般投票で上位に入らなかった景についても、景観審議会で「楽しむ景」に相応しい景と判断されれば、追加で選定することも想定しています。一般投票の結果を踏まえ、来年度御審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。
委員	審議会で審議するということですが、選定した後、どのように活用していくのですか。その点についてもこの審議会で議論していくのですか。
事務局	まずは、選定したものを景観行政団体協議会としてPR活動していくことで、県民の方々の景観に対する意識醸成を図りたいと考えています。そういった取組の結果、県民の方々にこの景は守っていききたいと思われるよう

	<p>になった景については、今後守っていくための手法について景観行政団体協議会で検討していきたいと考えています。</p>
委員	<p>資料2の11ページにあるガイドラインについて、各景観行政団体に届出があると思いますが、その審議・協議のフローを教えてください。届出内容が県にあがってきて県の景観審議会で審議するイメージなのでしょうか。それとも市の景観審議会での審議の結果が報告としてあがってくるのでしょうか。</p> <p>大津市や草津市で100メートル近くの高層ビルがあると思いますが、そういったものはこの景観行政団体協議会で議論された経緯があるのか教えてください。</p>
事務局	<p>このガイドラインは、今後、広域的景観形成に向けて、高さ規制や土地利用規制を検討する際に、県内の市で考え方や方向性にバラつきがでないよう、申し合わせ事項をとりまとめるものになります。従って、土地利用規制に関する高さの上限値・区域の設定や届出事務等は各市で行うものとなります。</p> <p>景観行政団体協議会での取組は、あくまで県と13市が同じ方向を向いて連携していこうというものであり、個別の市の案件については、各市の景観審議会等で審議しているため、当協議会では議論しておりません。</p>
委員	<p>駅前のタワーマンション等の高い建物は、特例的に認められているケースが多く、問題になっています。このガイドラインがどこまで実効性があるのか、何かいい方法がないのかと考えお聞きしました。おそらく今後も高い建物が増えてくると思いますので、うまく誘導できればと思います。</p>
委員	<p>観光地的な眺望が投票されやすくなってしまわないかと思います。一般投票のチラシに「皆様が日頃大切に思い、守り育てたいと考える」と記載がありますが、何を目的とした投票なのかを前面に出すような工夫が必要であると感じました。</p> <p>質問ですが、66景はどのような経緯で選定されたものでしょうか。また、どのように活かされ現在に至るのでしょうか。</p>
事務局	<p>滋賀県の風景は琵琶湖を中心に広がっているため、1つの市だけで構成されているものではなく、複数市に跨って構成されているものが多いです。</p> <p>1つの市で構成されている風景については、その市が景観行政団体として守っていくのですが、複数市に跨っているものについては県と市が連携し、同じ方向を向いて守っていかなければならないことから、66景は、歴史的文献や近江八景等から2市に跨る景の中で重要なものを抽出した景になります。景観影響調査を行う際には、66景を視点場として活用することについて景観行政団体協議会で合意形成を図ってきました。</p>

委員	66 景と今回選定するビューポイントについて、活かし方が違うのであれば問題ないのですが、どちらも規制を目的としたものであるならば、66 景はビューポイントが選定された後、どうなるのか不思議に感じましたので質問しました。
事務局	今回選定するビューポイントの候補地の中に 66 景の景観も含まれています。行政側が把握している景以外にも県民の方が大切にされている景があるのではないかとということで、今回、ビューポイントを募集し、再度選定することとしました。
委員	66 景や今回選定するビューポイント等、景観○選のようなものが増えてくると分かりづらいと思います。既に美しいと認められている景と、ダブリがあるような気がします。更に、水辺景観地区、河川法などを合わせて考えていくと最終的には土地利用や開発への制限がさらに厳しく管理されていくのかと考えますが、その点はどのように考えていますか。
事務局	行政側の思惑だけで土地利用規制を検討していくことは非常に難しいと感じています。県民の方々に好まれる景を把握し、それをPRし、県民の意識醸成を図った後に、規制の検討を進めるという狙いで、今回、眺望景観ビューポイントを選定することとしました。 資料2の6頁に眺望景観形成に向けた全体的なフロー図を載せていますが、現在取り組んでいるのは、下の赤で囲んでいる部分です。眺望景観ビューポイントが選定された暁には、視点場の整備およびPRを実施し、県民の方の意識を高めるとというのが第一の目標です。その後、フロー図の上いき、県民の方に好まれ、将来に受け継ぐべき景である「宝の景」に入ります。「宝の景」の中には、琵琶湖八景、近江八景といった既に知名度、認知度がある景が含まれています。この段階で、再度景観審議会で整理・議論していただき、規制が必要な景に対して、1市で解決できるものはその市で規制の制度化を進め、複数市に跨るような景については、ガイドラインを活用しながら規制の制度化を進めていきます。
委員	選定した後、どのように活用していくかについて、具体的な議論をしていく必要があると思います。その点について次回提案していただきたいです。
事務局	県庁全体としては、ビューポイントの取組は、観光や経済など様々な施策に活用できるものです。この場では、景観をどのように守り育てていくかという点について御意見いただければと考えています。
委員	多くの方に投票していただくためには、それをどのように活用していくかということを明らかにしPRしていく必要があります。周知を工夫していただきたいと思います。

委員	視点場、視対象に縛られ過ぎている気がします。候補地一覧の 055 の浮御堂については、浮御堂から見た風景ですが、浮御堂を含んだ風景についても重要であり、次回以降、こういった点も検討していただければと思います。 協議会の合意事項に歴史的街道の景観形成もあったと思いますが、今回の応募に出てこなかった歴史的街道の景観については今後補足していくことになるのでしょうか。
事務局	今回は眺望景観として募集したため、歴史的街道に該当する応募は少なかったと思います。今後、歴史的街道についても検討していきたいと思います。

【報告事項】 風景条例の一部改正について

事務局	資料 4-1、資料 4-2、資料 4-3 により説明。
委員	事務局の説明に対して、質問や御意見はありますか。
出席委員	(意見等なし)

【報告事項】 滋賀県景観計画の一部改定について

事務局	資料 5-1、資料 5-2、資料 5-3 により説明。
委員	事務局の説明に対して、質問や御意見はありますか。
委員	資料 5-1 の改定のポイントの 3 つ目の、間口緑化による景観基準の一部緩和について、全国的な事例はどうなっているのでしょうか。
事務局	全国的な事例に基づいた改定ではありません。6 町域に対し現地調査を行い、緑化に関する項目で課題が多く見られましたので、本改定により、緑化の更なる誘導を図るものです。
委員	他府県の事例を調べて参考にすることも大事な考え方だと思います。

【報告事項】 滋賀県屋外広告物条例の一部改正について

事務局	資料 6-1、資料 6-2、資料 6-3 により説明。
委員	事務局の説明に対して、質問や御意見はありますか。
出席委員	(意見等なし)

【その他】

委員	本日の審議会に対して、質問や御意見はありますか。
委員	眺望景観ビューポイントの議題がありましたが、滋賀県にはこんなにも美

	<p>しい景観があるのだと知りました。ビューポイント一般投票のチラシのデザインひとつで人の行動は変わってきますので、きめ細かな配慮が必要になってくるのではないかと感じました。</p>
委員	<p>眺望景観ビューポイントは広域景観を保全する取組です。一方、6町域のまちなみや田園景観等の小さい景観も大事であると思いますが、こうした近景に関する取組を教えてください。</p>
事務局	<p>今回の景観計画の改定に伴い、景観重要区域以外の区域についても、地域らしさの風景づくりの方向性・目標を示しました。これらは、今後の景観重要区域の指定を見越した取組となります。</p>
委員	<p>景観重要区域の指定になると、地元調整等のハードルが高くなると感じています。PR等で地域の魅力を発信していくことにも力を入れて、2本柱で取り組んでいくことが大事であると考えます。</p> <p>京都府では景観重要区域に関係なく景観資産登録をされています。登録された景観は様々な場所へ発信され、地元からも喜ばれています。今後の参考になると思います。</p>
事務局	<p>屋外広告物条例の地域区分を見直すにあたり、従前では、幹線道路や鉄道等の軸を中心に規制をしてきましたが、今回の改正で、田園景観を保全していくため、田園地域も規制の対象としました。</p>

以上

専門部会の設置
【広域的景観形成検討専門部会】

◎＝部会長案、○＝部会長代理案

専門部会名	氏名	役職
広域的景観形成検討専門部会	いちかわ まり 市川 真理	有限会社 市川工務店 取締役
	◎ おかだ まさあき 岡田 昌彰	近畿大学理工学部 社会環境工学科 教授
	そのだ ゆみこ 園田 由未子	NPO法人 愛のまちエコ倶楽部 事務局長
	つちもと かずこ 土本 和子	滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
	にしむら しゅうじ 西村 修司	公募委員
	○ やまぐち けいた 山口 敬太	京都大学大学院工学研究科 准教授
	やました あつし 山下 淳	関西学院大学法学部 教授

(敬称略、五十音順)

専門部会の設置
【屋外広告物適正化検討専門部会】

別紙

◎=部会長案、○=部会長代理案

専門部会名	氏名	役職
屋外広告物適正化検討専門部会	かさはら けいし 笠原 啓史	特定非営利活動法人彦根景観フォーラム 理事
	てらい じゅんこ 寺井 純子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長
	○ にき ひろみ 仁木 裕美	大阪人間科学大学 子ども教育学科 講師
	◎ はぎはら かず 萩原 和	滋賀県立大学 人間文化学部地域文化学科 准教授
	まつい ライディ たかこ 松井 ライディ 貴子	公募委員
	わだ こうへい 和田 光平	滋賀県広告美術協同組合 理事長

(敬称略、五十音順)